

令和８年度 合志市女性・こども支援協議会（第１回）会議次第

令和８年８月２６日（水）

１４：００～１５：３０

合志市総合センター ヴィーブル２階研修室

１．開会

２．議題

１）こども家庭課について

２）令和７年度実績報告及び令和８年度事業計画について

（１）合志市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会 活動

（２）児童相談及び女性相談

（３）地域の家族見守りサポーター養成講座

（４）啓発活動について

（５）ヤングケアラーについて

３）その他

３．閉会

令和 8 年度 合志市女性・こども支援協議会（第 1 回） 会議資料

2. 議題

- 1) こども家庭課について
- 2) 令和 7 年度実績報告及び令和 8 年度事業計画について
- 3) その他

1) こども家庭課について

こども家庭課について

こども家庭課は、「こども家庭センター」の機能を有しており、安心してこどもを産み育てることができるよう、すべての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に相談・支援を行っています。

母子保健班

妊産婦や乳幼児及びその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する各種相談等に応じ、安心して育児ができるよう伴走型の支援を行います。

女性・こども家庭班

さまざまな心配ごとを抱えたこどもや、その家庭の不安や困りごとなどの相談ができ、必要な支援を行なう機関につなぐ支援などを行います。

女性・こども家庭班について

児童相談

しつけ・養育・虐待などのこどもに関する相談

女性相談

夫やパートナーからの暴力（DV）・離婚・
経済的問題・家庭不和など女性に関する相談

虐待が疑われたら（相談・通告）

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④こどもが帰りたくないと言った場合（こども自身が保護・救済を求めている場合）

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きより

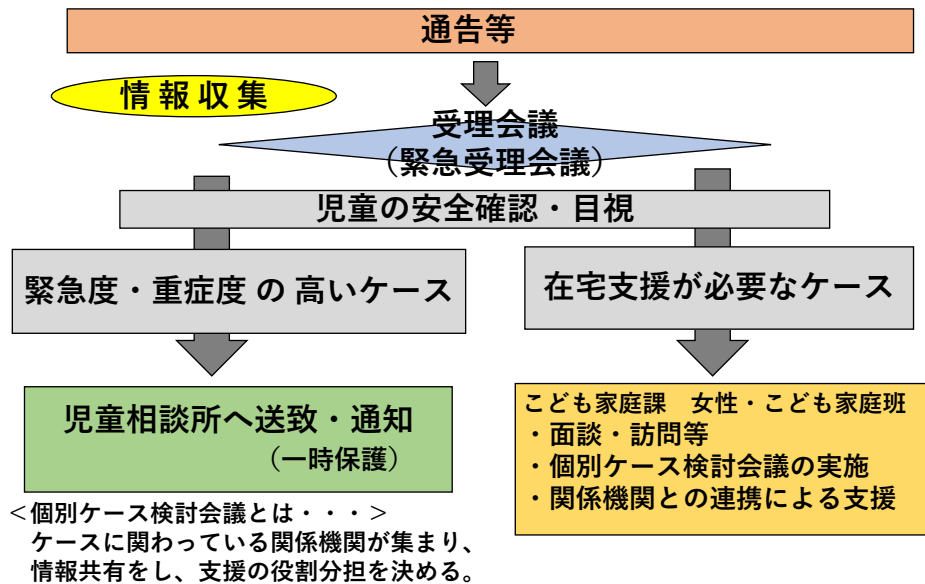


虐待が疑われます

こども家庭課 女性・こども家庭班に連絡を！！

☎096-248-1199

通告に対するこども家庭課 女性・こども家庭班の対応



要保護児童対策地域協議会について

児童福祉法第25条の2に基づき、合志市には要対協が設置されています。

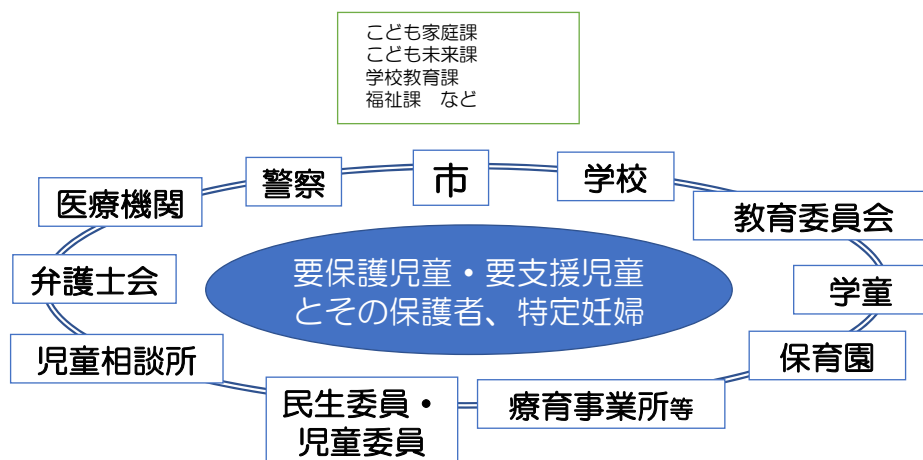
合志市要対協は、要保護児童等の適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うほか、要保護児童問題に関する本市全体の活動及び広報計画等を行います。

要対協の対象（児童福祉法）

- ① **要保護児童**と保護者（第6条の3 第8項）
 - ・ 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
 - ・ 保護者のない児童
- ② **要支援児童**と保護者（同上 第5項）
 - ・ 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ③ **特定妊婦**（同上 第5項）
 - ・ 出産後の養育について、出産前において特に支援が必要と認められる妊婦

登録会議

こどもや保護者を取り巻く支援の輪



要保護児童対策調整機関について

児童福祉法

第25条の2⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

こども家庭課 女性・こども家庭班が、調整機関を担っています。

要対協の組織について

代表者会議

年1回
構成機関の代表者による会議
要保護児童等への支援活動が円滑に機能するよう環境整備を行う

実務者会議

専門部会による研修

年1回
実際に活動する実務者による研修
児童虐待のスキルアップ及び関係機関のネットワークの強化のためのテーマ別実例等による実践的な研修

進行管理会議

毎月
こども家庭課、外部のスーパーバイザーによる会議
ケースのリスク管理。スーパーバイザーから専門的・技術的指導、改善に向けた助言を受ける

個別ケース検討会議

随時
直接かわりのある担当者等による会議
具体的な支援の内容等を検討

9

専門部会とは

部会名	構成員	実施状況
児童・生徒部会	市立小学校、市立中学校、放課後児童クラブ、合志市民生委員児童委員協議会連合会（主任児童委員）、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター	R5年8月
幼稚園・保育園部会	認可保育施設、私立幼稚園、認可外保育施設、企業型保育施設	R6年10月
障害福祉部会	黒石原支援学校、菊池支援学校、ひのくに高等支援学校、通所支援事業所、相談支援事業所、社会福祉協議会	R7年10月
市役所部会	福祉課、こども未来課、高齢者支援課、市民課、税務課、都市計画課、水道課、学校教育課等	R2年1月 R8年実施予定

(1)合志市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会 活動

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦妊娠を含む)の早期発見や、その適切な保護や支援及び配偶者等からの暴力(DV)防止を図るためには、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。⇒平成18年 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置。

＜役割＞①要保護児童問題に関する本市全体の活動及び広報計画等に関すること。

②DV問題に関する本市全体の活動及び広報計画等に関すること。

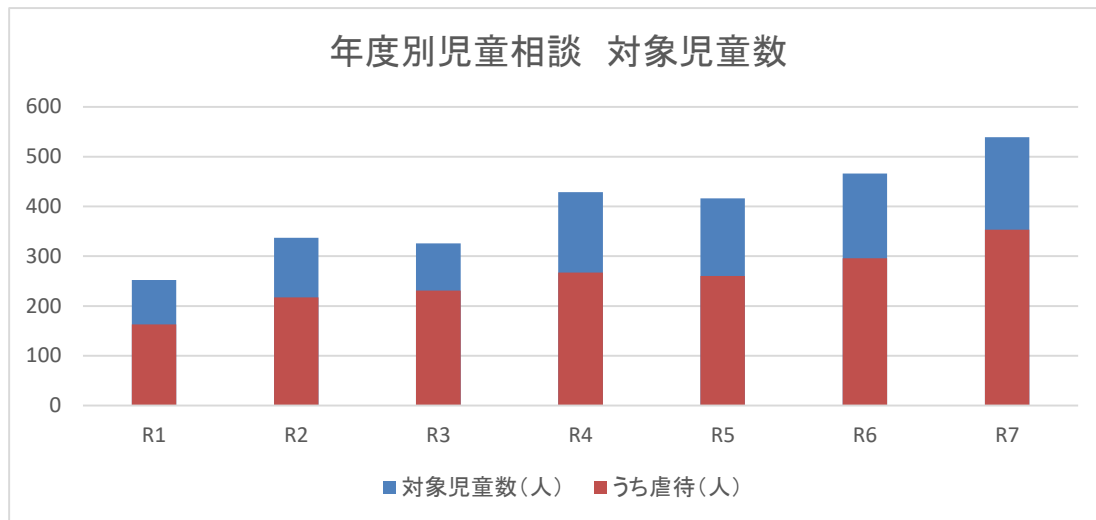
③その他要保護児童対策及びDV防止対策に関し必要な活動

会 議 名	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
構成員	協議会の構成機関等の代表者	実際に活動する実務者	ケースに直接関わっている担当者や今後関わる可能性がある関係機関等の担当者
目的	要保護児童等への支援活動が円滑に機能するよう環境整備を行う。	■実務者研修会 実務者の児童虐待におけるスキルアップ及び関係機関のネットワークの強化を図る。 ■進行管理会議 支援児童等について、支援状況の見落としを 방지、幅広い観点から多角的に見立て、リスク管理を行う。	当該児童等に対する具体的な支援の内容等を検討する
こども家庭課(調整機関)の役割	・要保護児童とその支援に関するシステム全体に関すること ・DV被害者等とその支援に関するシステム全体に関すること ・協議会の年間活動方針に関すること ・その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項	■実務者研修会 機関部門別の専門部会(児童・生徒部会、幼稚園・保育園部会、障害福祉部会、市役所部会)を設置し、テーマ別実例等による実践的な研修を行う。 ■進行管理会議 【連絡会】 ・保健師、市内小・中学校12校、児童相談所とケースの支援進行状況を定期的に確認する。 【スーパーバイズ】 ・ケースの支援進行状況及び課内の援助方針会議で「終結(仮決定)」とし判断したものが適切かどうか、スーパーバイザーから専門的・技術的指導、対応改善に向けた助言を受ける。	・個別ケースの状況把握及び問題点の確認 ・支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること ・支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びに共通認識の確保 ・主として担当することとなる機関及び担当者の決定 ・援助及び支援計画の検討
令和7年度実績	R8.1.27実施。92名参加。(1)こども家庭課について(2)合志市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会 活動状況について(3)熊本県の児童相談・女性相談の現状について(4)市の児童相談・女性相談の現状について(5)ケース事例について(6)講話「少年鑑別所の役割・最近の非行少年の特徴と理解」講師：熊本少年鑑別所 総括専門官(審査担当) 岡崎 昌樹氏	■実務者研修会 R7.10.28、「障害福祉部会」を実施。41事業所30名参加。 (1)こども家庭課について(2)合志市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会について(3)令和6年度 相談実績について(4)事例検討・グループワーク テーマ：母親が「昨日こどもを叩いてしまった」と発信した時の対応について アドバイザー 熊本県中央児童相談所 児童支援課 主任主事 上村裕美氏 ■進行管理会議 【連絡会】 保健師(合同ケース会議)16回実施。 市内小・中学校(12校) 114回実施。 児童相談所 11回実施(R6年5月～R7年3月/月1回)。 【スーパーバイズ】 児童家庭支援センターふわりによるスーパーバイズ 12回実施(月1回)。	26回。
令和8年度計画	R9年1月実施予定。	■実務者研修会 市役所部会 10月実施予定。 ■進行管理会議 【連絡会】 保健師 各校区年2回実施予定。 市内小・中学校 月1回実施予定。 児童相談所 月1回実施予定。 【スーパーバイズ】 児童家庭支援センターふわりによるスーパーバイズを月1回実施予定。	関係機関から開催要請があったケース、課内の援助方針会議等で開催が必要であると判断したケースについて、随時開催予定。

(2) 児童相談

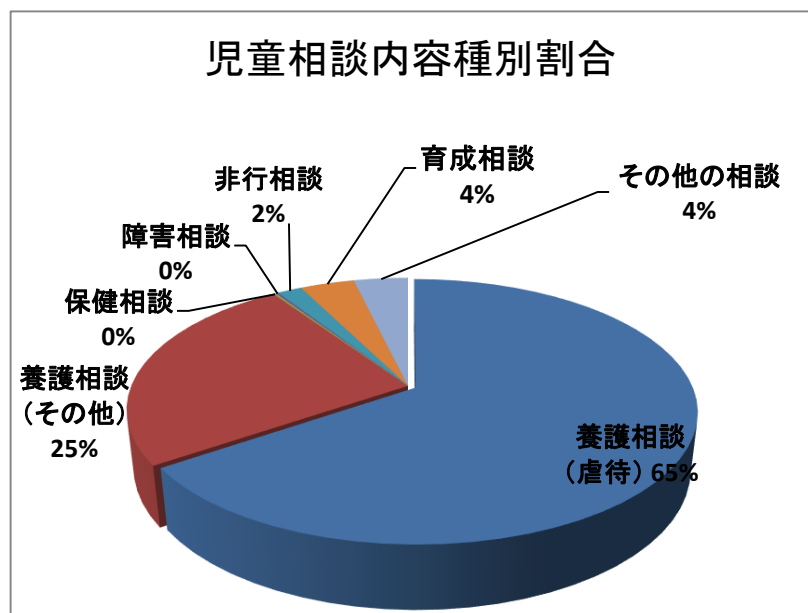
【年度別 児童相談の状況】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
対象児童数(人)	252	337	326	429	416	466	539
うち虐待(人)	163	217	231	267	260	296	353

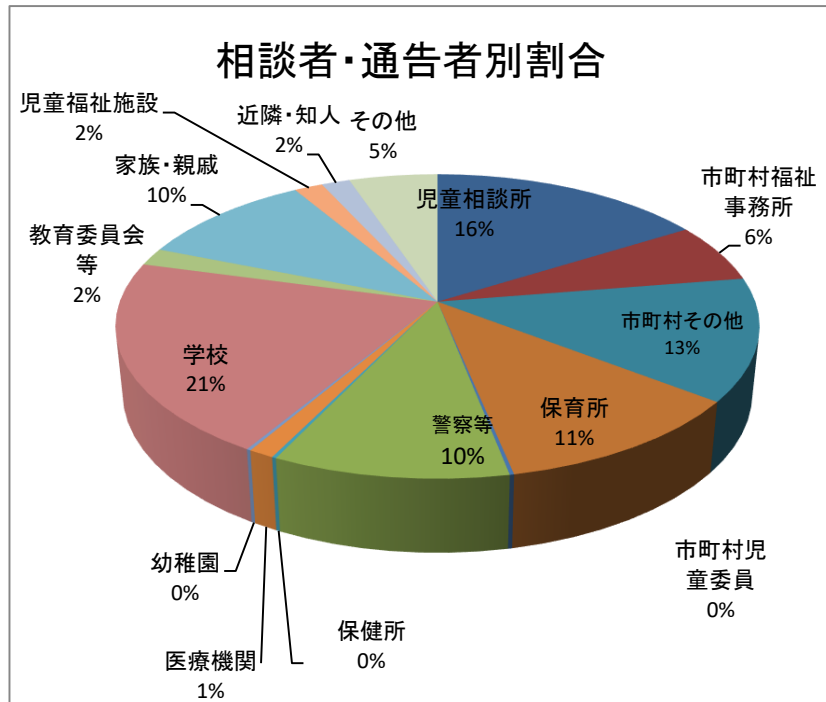


【令和7年度実績】

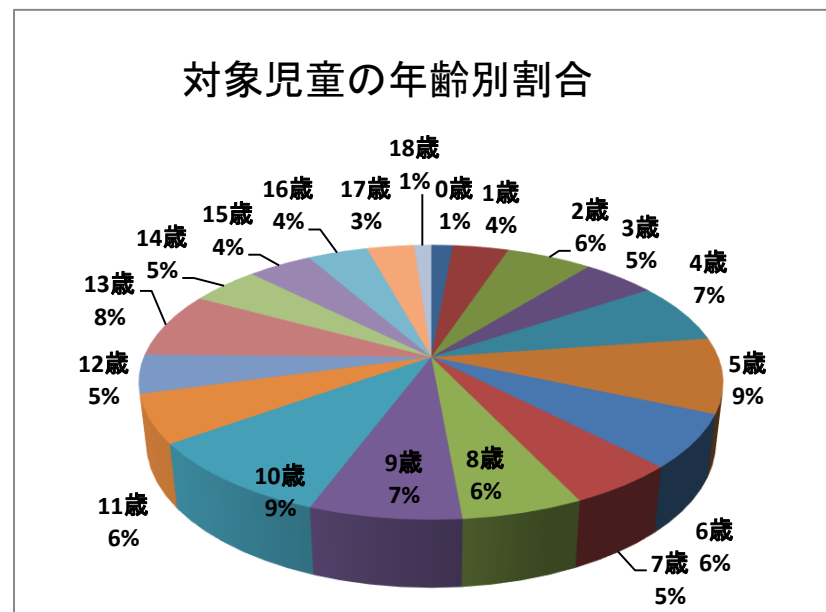
児童相談内容種別 (人)	
養護相談(虐待)	353
養護相談(その他)	135
保健相談	1
障害相談	1
非行相談	9
育成相談	20
その他の相談	20
合 計	539



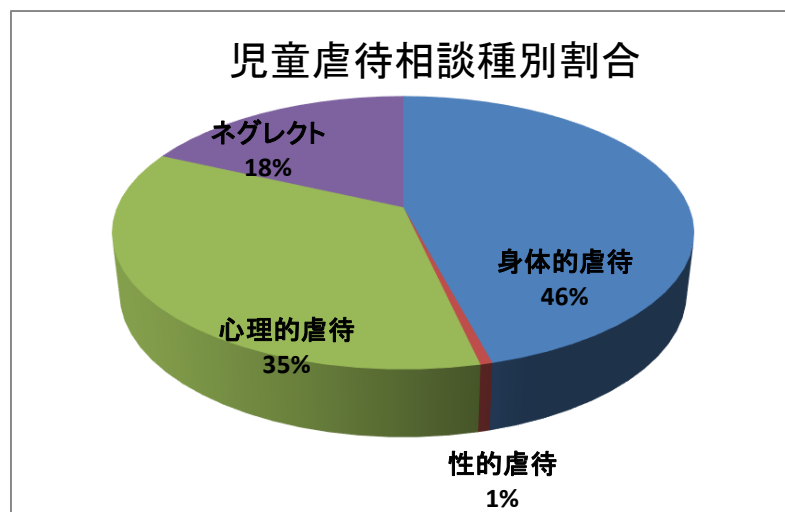
相談者・通告者（人）	
児童相談所	87
市町村福祉事務所	34
市町村児童委員	0
市町村保健センター	0
市町村その他	70
保育所	61
児童家庭支援センター	1
認定こども園	0
警察等	55
家庭裁判所	0
保健所	1
医療機関	6
幼稚園	1
学校	111
教育委員会等	10
里親	0
家族・親戚	56
児童福祉施設	9
近隣・知人	9
児童本人	0
その他	28
合 計	539



虐待相談対象児童年齢別（人）	
0歳	5
1歳	13
2歳	20
3歳	17
4歳	25
5歳	31
6歳	22
7歳	18
8歳	20
9歳	25
10歳	33
11歳	20
12歳	16
13歳	27
14歳	16
15歳	15
16歳	14
17歳	11
18歳	4
19歳以上	1
合 計	353



児童虐待相談種別（人）	
身体的虐待	162
性的虐待	2
心理的虐待	125
ネグレクト	64
合 計	353



※心理的虐待のうち、面前DV…72人

児童相談終結理由（人）	
1.虐待の疑いで、子どもの権利の観点から十分な調査した結果、支援の必要がないと判断したとき	24
2.支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき（解決の他、軽減、緩和も含む）	92
3.心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ、引継ぎ終えたとき	84
4.管轄外への転居	23
5.子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎを終えたとき	3
6.養子縁組等により親子分離がなされ、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき	0
7.子どもが死亡したとき	0
8.その他（相談種別の変更など）	0
合計	226

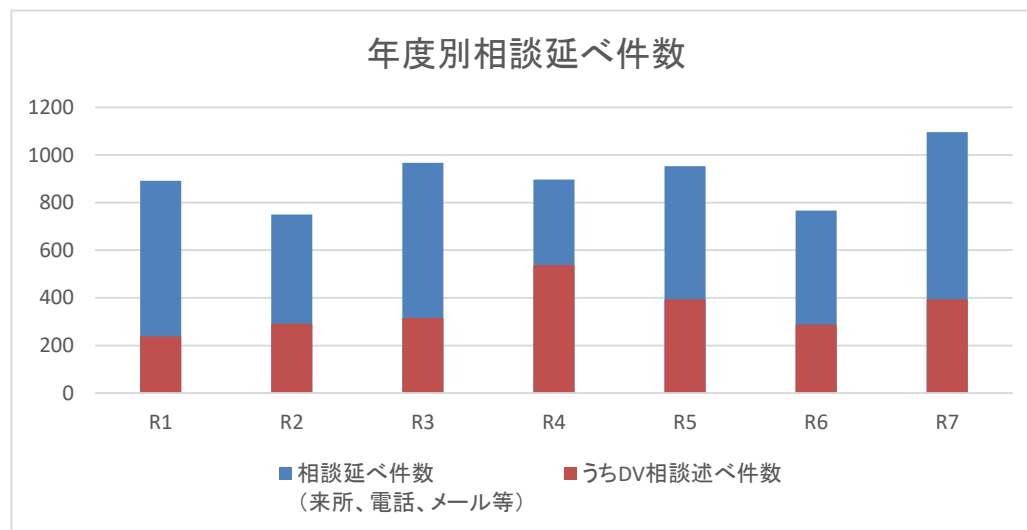
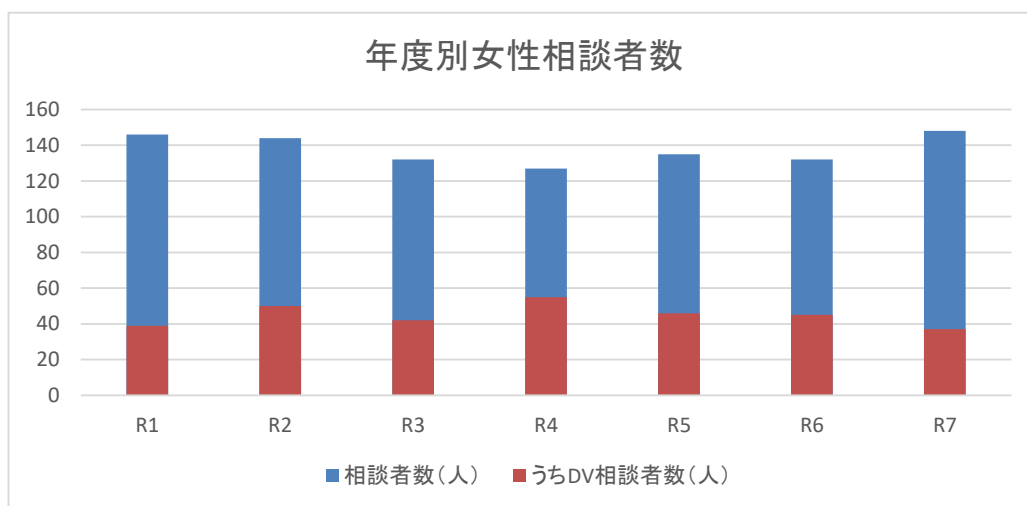
(2) 女性相談

【年度別 女性相談の状況】

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
相談者数（人）	146	144	132	127	135	132	148
うちDV相談者数（人）	39	50	42	55	46	45	37
うち新規相談者数（人）	68	71	72	70	77	72	85
うち新規DV相談者数（人）	24	23	18	27	22	22	16
相談延べ件数 （来所、電話、メール等）	892	750	967	897	953	767	1096
うちDV相談延べ件数	238	292	316	538	393	288	393

※新規相談者数とは、女性相談に初めて相談した相談者の数。

他市で女性相談に相談したことがある方が、合志市で初めて相談した場合、「再来」相談となる。



【令和7年度実績】

相談経路（人）	
本人自身	120
警察関係	1
法務関係	0
他都道府県の女性相談支援センター	0
他都道府県の女性相談支援員	0
福祉事務所	1
他の相談機関	20
社会福祉施設等	1
医療機関	1
教育機関	0
労働関係	0
民間シェルター	0
知人縁故関係	2
DVセンター	0
ワンストップ支援センター	0
民間団体	0
その他	2
合計	148

年齢区分（人）	
15歳未満	0
15歳以上18歳未満	1
18歳以上20歳未満	3
20歳以上30歳未満	21
30歳以上40歳未満	38
40歳以上50歳未満	41
50歳以上60歳未満	18
60歳以上65歳未満	5
65歳以上75歳未満	5
75歳以上	3
不明	13
合計	148

相談内容（人）			
人間関係	夫等	夫等からの暴力	37
		夫等からの性暴力	0
		薬物中毒・酒乱	2
		離婚問題	31
		その他	4
	子ども	子どもからの暴力	0
		子どもからの性暴力	0
		養育困難	1
		その他	11
	親族	親の暴力	9
		親からの性暴力	0
		その他親族からの暴力	5
		その他の親族からの性暴力	0
		その他	20
	交際相手	交際相手からの暴力	0
		交際相手からの性暴力	0
		その他	1
	その他の者からの暴力		0
	その他の者からの性暴力		0
	ストーカー被害		0
	人間関係その他		5
	生活困窮		19
	医療関係	障害	0
		妊娠・出産	1
		その他心身の不調	2
	帰住先なし		0
	売春		0
	人身取引		0
	合計		148

新規相談者が何で支援課を知ったか（年度別）（人）	R3	R4	R5	R6	R7
広報誌	2	10	6	5	2
ホームページ	0	11	16	5	13
公共施設に配置しているカードや掲示物を見た	0	1	3	3	1
学校は保育園、施設等から聞いた	0	7	18	15	24
家族や友人、知人から聞いた	0	7	5	6	8
その他（市民課、福祉課等の庁内部署）	27	26	22	27	26
不明	17	8	7	11	11
合計	72	70	77	72	85

女性相談終結理由(年度別)（人）	R6	R7
主訴解消	33	56
管轄外への転居	4	9
相談継続の意思がない	54	42
その他	0	2
合計	91	109

(3) 地域の家族見守りサポーター養成講座

【令和7年度実績】

(1) 日時 令和7年10月15日(水)、21日(火)、27日(月)

(2) 回数 全3回

(3) 方法 午前の部：対面、オンライン(10時～11時30分)
夜間の部：対面、オンライン(18時30分～20時)

(4) 場所 合志市役所2階会議室

(5) 内容

第1回目「こどもを取り巻く現状」九州ルーテル学院大学 永野典詞先生

第2回目「虐待児のこころと身体について」

九州ルーテル学院大学 古賀香代子先生

第3回目「地域における気づきと支援」九州ルーテル学院大学 岩永靖先生

(6) 周知方法

- ・広報誌、市ホームページ、LINE、Xへ記事掲載
- ・メールにてチラシを周知

市内小・中学校(12校)、市内認可保育施設(31カ所)、市内認可外保育施設(8カ所)、放課後児童クラブ(8カ所)、児童館(3カ所)、市内相談支援事業所(6カ所)、市内指定障害児通所支援事業所(31カ所)、合志市民生委員児童委員協議会

- ・ポスターとチラシを設置

各公共施設(ヴィーブル、合志庁舎、ふれあい館、黒石市民センター、須屋市民センター、泉ヶ丘市民センター、御代志市民センター、野々島市民センター、栄市民センター「みどり館」)

- ・市民課前のモニターでの広告
- ・合志市職員への周知
- ・子育てアプリ「Kokoa」による配信
- ・ゆめmartモニターによる配信

(7) 申込者数 23人 学童職員(3名)、保育士(2名)、子育て支援員、サービス業、公務員、介護職、病院の心理士、保育補助、市議会議員、民生委員、大学事務、パート 等

(8) 受講状況 (3 回とも欠席した人・・・4 人)

実績	10/15	10/21	10/27
午前の部対面	9 人	12 人	8 人
午前の部オンライン	1 人	1 人	2 人
夜間の部対面	7 人	3 人	5 人
夜間の部オンライン	2 人	2 人	3 人
欠席	4 人	5 人	5 人
合計	23 人	23 人	23 人

午前の部



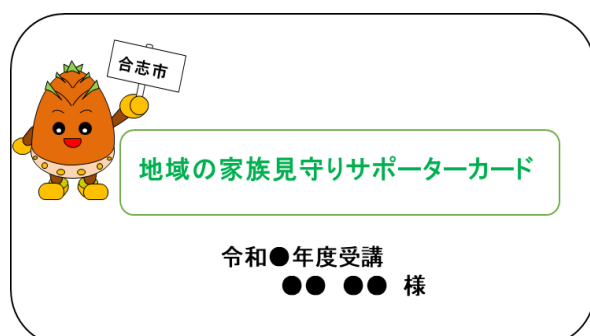
夜間の部



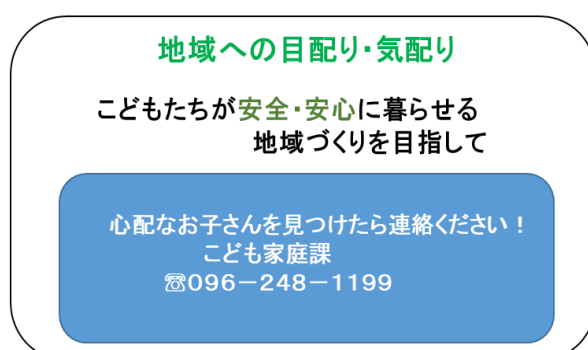
(9) サポーターカードの交付

サポーターの役割は、地域で心配な子どもを見つけた場合、当課に連絡をしてもらうこととしている。講座終了後も、サポーターの方々にはその意識を持ち続け、地域を見守ってもらえるようカードを作成し、**受講者 19 人**に配布した。(講座を 1 回でも受講した方に配布。)

サポーターカード (表)



(裏)





(10) アンケートの実施 16人回答（回収率 84.2%）

<アンケート結果の一部抜粋>

- ・今までは、子供たちを何となくながめている感じでしたが、この学びを通してこれからは（虐待者を含め）、表情・行動・身なり等「昨日との違い」に気づける目を持ちたいと思う。
- ・社会情勢、家庭環境など様々な要因から誰かが困ったり苦しんだりしているかもしれない。周りの気づく力は大切だと思う。気づき、つなぐことを意識していきたい。
- ・子どもの置かれている社会的状況がいかに厳しいものであるか知りました。また、虐待の背景には親御さんの支援も必要であることなどとても勉強になりました。心配なご家庭やお子さんを専門家の支援に繋げる大切さや、声掛けなどで親子ともに孤立させないこと、そしてお子さんのそばでより良い大人でいたいと思いました。

(11) 講座を知った方法

広報こうし	3人
市ホームページ	3人
市 SNS	4人
チラシ	3人
ポスター	1人
その他	4人（会社からの紹介（2名）、知人、市職員）

(12) サポーター養成講座 年度別受講者数の推移（人）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
32人	12人	19人	33人	19人	24人	45人	24人	19人	31人	19人	277人

(13) 今後の課題 市民のサポーターを増やす。

【令和8年度計画】

- ・10月頃3回実施予定。
- ・午前の部、午後の部の時間帯で、対面、オンラインの方法で行う。
- ・周知方法については、新たに認知症見守りサポーター、こうし子育てアプリ「Kokoa」への投稿等に取り組む。
- ・令和7年度受講者のアンケートに、仕事の都合等で受講できなかったとあったため、見逃し配信を実施して受講者増加を試みる。
- ・講座については、令和7年度までは「地域の家族見守りサポーター養成講座」というタイトルで周知をしている。令和8年度は、市民の皆様がより講座を身近に感じられるよう、「学んでみませんか？地域のこどもたちを見守る「知識」と寄り添う「心」」という問いかけをメインに周知を行う予定。
- ・3回目の講義の際、こども家庭課の紹介を行い、地域で心配なこどもを見つけた場合、当課に連絡をしてもらうよう、再度呼びかけを行いたい。

地域の家族見守りサポーター養成講座「フォローアップ講座」

【令和7年度実績】

- (1) 日時 令和8年3月6日(金) 10時～12時
- (2) 場所 合志市総合センターヴィーブル2階研修室
- (3) 内容 「虐待の理解と自分の気づき」(グループワーク)
社会福祉法人 やまなみ会 児童家庭支援センターふわり 小西智子心理士
- (4) 受講者数 7人
- (5) アンケートの実施 6人回答(回答率85.7%)

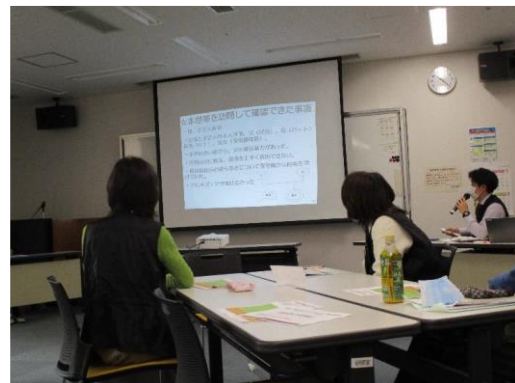
<アンケート結果の一部抜粋>

■どのような学びがありましたか

- ・セルフケアを身につけて地域の家族見守りサポーターに力を入れたいと思いました。こども達の未来の第一歩に支援したいと思います。
- ・通告はハードルが高いと思っていましたが、子ども達の安全を守るために必要なことだと思いましたので、迷わず連絡したいと思います。自分を大切にすることが他の人を大切にすることにつながる。自分のケアはとても大切である。今回実行していきたいと思います。民生委員の皆さんにも伝えます。本日はありがとうございました。

■来年度以降の知りたいテーマ(内容)について

- ・小西先生の講座をまた受けたいと思います。
- ・ロールプレイなどを取り入れた研修は、実りがあり、良い講座であると思います。



【令和8年度計画】

令和6、7年度のグループワーク形式での講座が好評だったため、同様の講義及びグループワークでサポーター同士のつながりを作ることを目的にテーマを検討中。

(4) 啓発活動について

1. カードやポスターの設置

【令和7年度実績】

- ・女子トイレ洗面所、だれでもトイレにクライシスカード（女性相談）を設置。
- ・女子トイレ、だれでもトイレ内にカードを拡大したポスター（女性相談）を掲示。
- ・女子トイレ・男子トイレの洗面所に児童虐待防止・DV防止のポスターを掲示。

<児童相談のクライシスカード>



<女性相談のクライシスカード>



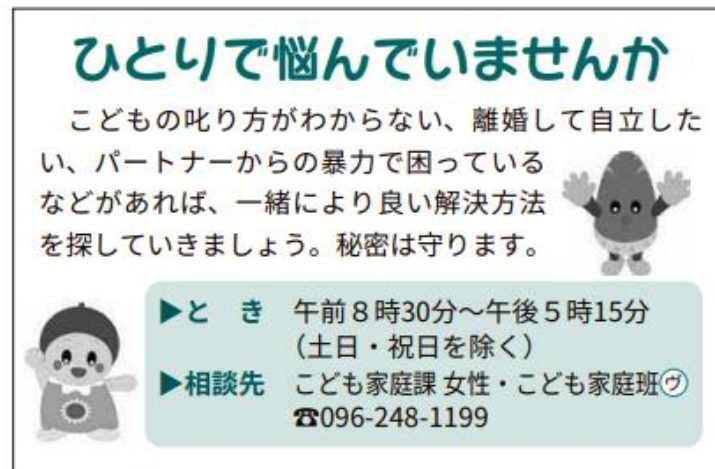
【令和8年度計画】

- ・カードを適宜補充していく。

2. 市広報紙への掲載（令和3年10月号から掲載開始）

【令和7年度実績】

- ・窓口周知の記事を毎月掲載予定。



- ・10月号においては、里親制度の周知啓発の記事を掲載。里親の種類や里親登録をしている人の声、相談先を掲載。
- ・11月号においては、「11月は児童虐待・女性に対する暴力をなくす運動期間です。」というタイトルで、児童虐待やDVについての周知を行い、ひとりで抱え込まずに相談を促す記事を掲載。また、併せて「ヤングケアラーについて知っていますか？」というタイトルで、ヤングケアラーについての周知啓発の記事も掲載。ヤングケアラーの説明、相談窓口の周知をした。

【令和8年度計画】

- ・「ひとりで悩んでいませんか」の記事を毎月掲載予定。
- ・11月号において、児童虐待・DV防止推進月間・ヤングケアラー周知啓発に関する記事を掲載予定。
- ・10月号及び3月号において、里親の周知啓発に関する記事を掲載予定。

3. 関係機関への要対協の説明

関係機関と積極的な情報交換や連携を行ない、虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護・支援を行うことを目的に、市内の小中学校や保育施設等を訪問し、要対協の説明を行っている。

【令和7年度実績】

(1) 学校訪問

訪問先：市内小・中学校（12校）

実施時期：令和7年4月下旬～5月上旬

説明内容：①こども家庭課、通告、要対協の役割、個人情報の取り扱いについて等

②注意深く見守って欲しいポイント（チェックリスト）

③こどもに傷、アザ等があった場合の写真の撮り方・送り方

④関係機関連絡先一覧

⑤女性・こども家庭班の体制について

(2) 保育園訪問

訪問先：市内にある認可保育所（24園）、認定こども園（3園）、地域型保育施設（5園）、幼稚園・認可外保育所（2園）、企業主導型保育園（6園）

実施時期：8月

【令和8年度計画】

・4月、市内小・中学校（12校）を訪問し、啓発を行う。

4. オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン

11月の『児童虐待防止推進月間』『女性に対する暴力をなくす運動』に合わせ、街頭キャンペーンを実施。

【R7年度実績】

(1) 啓発チラシとグッズ（ウェットティッシュ）の配布

期間：令和7年11月8日～11月20日

参加者数：延べ19名（福祉課、高齢者支援課、健康ほけん課、こども未来課、こども家庭課）

場所及び配布数：合志市役所（75個）、ユーパレス弁天及びクラッシーノ・マルシェ（200個）、アンビー熊本（ニシムタ・志来菜彩）（258個）、ヴィーブルで開催された「おかあさんといっしょ宅配便ファンターネ！小劇場」（150個） 合計 683 個



(2) 市広報紙掲載

11月号に「ストップ児童虐待 ストップDV」の啓発記事を掲載。虐待とは何か、こどもに与える影響、子育てのためのポイント及びDVチェックリストを載せ、一人で抱え込まないように相談窓口としてこども家庭課の周知を行った。

【R8年度計画】

・オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンにおける啓発チラシとグッズの配布
合志市役所、ユーパレス弁天、クラッシーノ・マルシェ、アンビー熊本（ニシムタ・志来菜彩）の他に、合志市総合センターヴィーブルで行われる親子を対象とした講演があれば、その講演終了後に配布予定。合計1,000個配付予定。

・市広報紙掲載

11月号に「ストップ児童虐待 ストップDV」の啓発記事及びキャンペーンの周知に関する記事を掲載予定。

5. 市民まつりへの参加

【令和7年度実績】

目的：児童相談・女性相談窓口の周知啓発のため

日時：令和7年11月2日（日）

配布数：300 個（ウェットティッシュ、合志市作成の「いま考えようしつけと体罰」のパンフレット、合志市こども家庭センター周知用チラシ、合志市女性の相談窓口周知用チラシ、こども家庭庁こども虐待防止オレンジリボン運動の啓発チラシ、内閣府男女共同参画局の女性に対する暴力をなくす運動の啓発チラシ、こども家庭庁ヤングケアラー周知啓発用チラシ）



【令和8年度計画】

こども部でブースを出す予定。

6. 出前講座の実施

DV や子ども虐待等の問題に対する相談窓口について、市民への周知のために、生涯学習出前講座のメニューとして、令和5年度に登録を行い、講座を開始した。

【R7年度実績】

講座名「DV と子ども虐待」・・・3回実施

- ①R7.5.13 西部民生委員児童委員協議会 児童福祉部会 受講者 18名
- ②R7.6.20 合同会社 能真 受講者 12名
- ③R7.10.16 東部民生委員児童委員協議会 児童福祉部会 受講者 12名

【R8年度計画】

- ・令和7年度同様、受講の依頼に応じて実施する。

(5) ヤングケアラーについて

【令和7年度実績】

実態調査

1. 調査名 合志市こどもの生活実態に関するアンケート調査（ヤングケアラー実態調査）
2. 調査対象 (1) 市内の小学校8校に在籍する児童（5年生）約910名
(2) 市内の中学校4校に在籍する生徒（2年生）約820名
3. 調査方法 タブレットでのオンライン調査
※児童生徒が、ヤングケアラーパンフレットを読んだ後に、回答
4. 調査期間 令和7年7月2日（水）から7月15日（火）

啓発（研修）

1. 日時：令和8年（2026年）3月12日（木）14時～16時
2. 内容：講演（オンライン）

演題 教育と福祉が連携できる道をつくるー「ヤングケアラー」問題を題材にしてー

講師 熊本大学大学院 教育学研修科 教職実践開発専攻

元准教授 現非常勤講師 白石 陽一 氏

3. 参加者 こども部、健康福祉部より参加

啓発（広報紙）

- 1 1月号に記事を掲載「ヤングケアラーについて知っていますか？」

R7年度 合志市ヤングケアラー実態調査結果

調査対象者:

- (1)市内の小学校8校に在籍する児童(5年生) 906名
- (2)市内の中学校4校に在籍する生徒(2年生) 815名

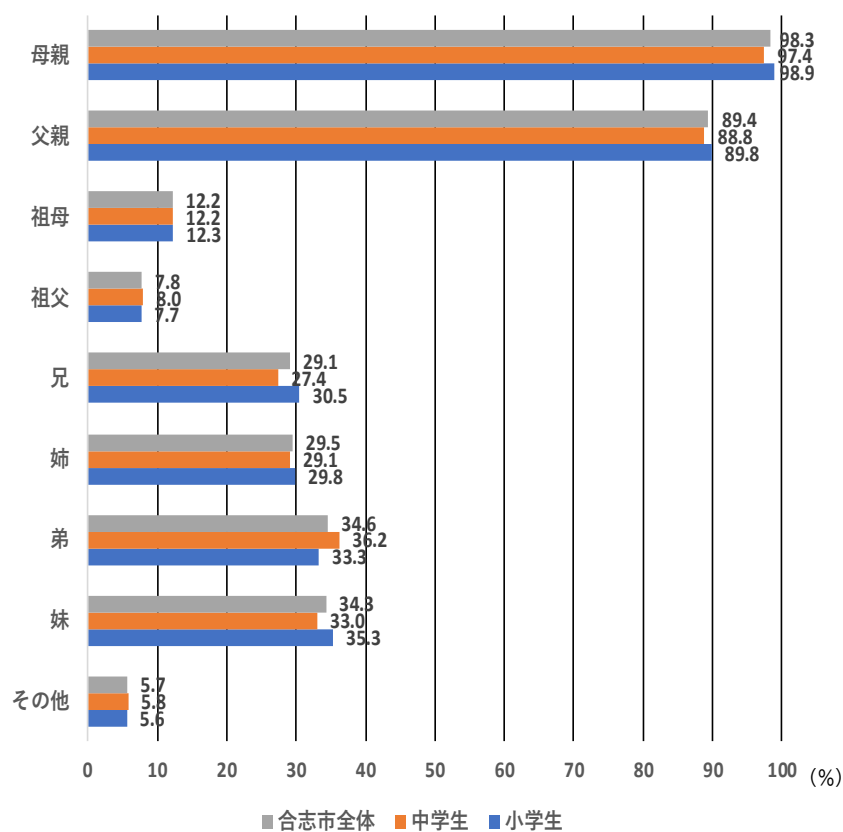
調査期間: 令和7年7月2日(水)～令和7年7月15日(火)

調査方法: WEBによるアンケート

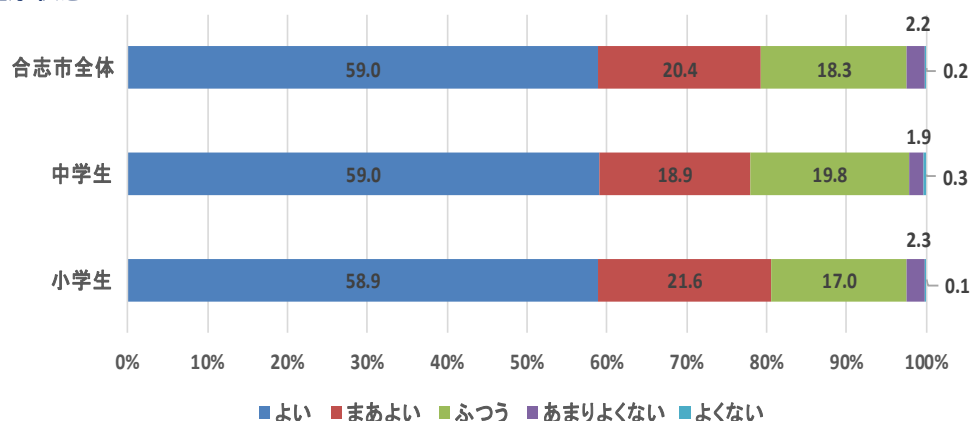
回収結果: (1)小学生 816人 (90.1%)
(2)中学生 625人 (76.7%)

■ 基本情報

同居家族



健康状態

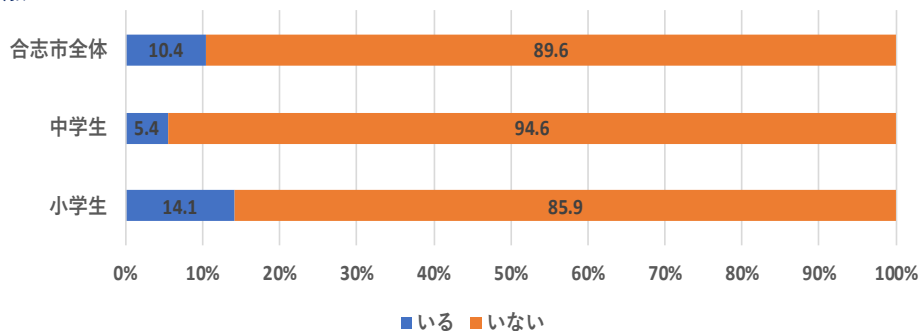


■ 調査結果

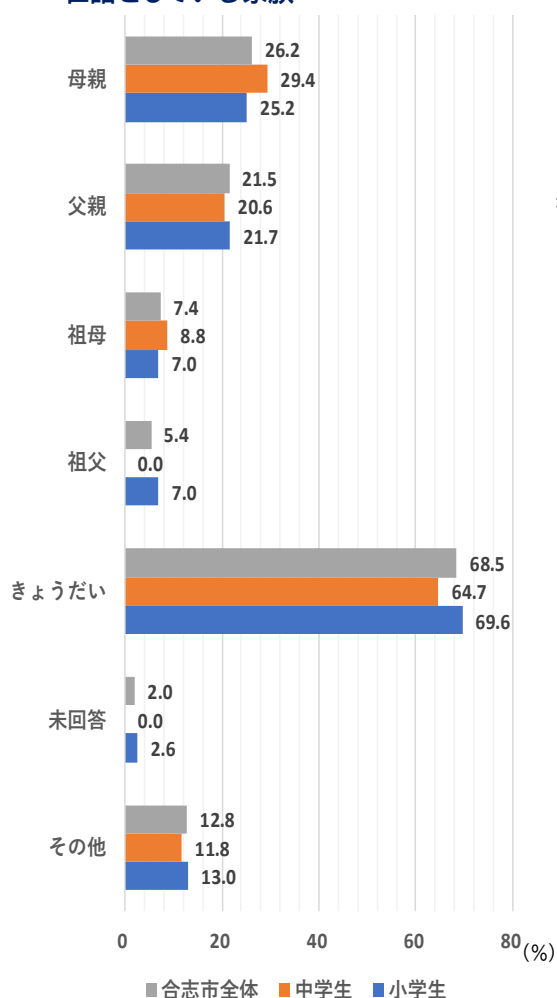
(1) 家族の世話をしていることについて

- 家族の世話をしていると回答した人
 - 小学生で115人(14.1%)、中学生で34人(5.4%)
- 世話を必要としている家族
 - 小学生では「きょうだい」が最も高く69.6%、次いで「母親」が25.2%
 - 中学生では「きょうだい」が最も高く64.7%、次いで「母親」が29.4%
- 世話の内容について回答割合が高い項目
 - 小学生では「身体的介護(着がえやおふろ・トイレの手伝いなど)」、「見守り」、「家事(食事の用意、あと片付け、掃除、洗濯、買い物)」等
 - 中学生では「家事」、「身体的介護」、「見守り」等

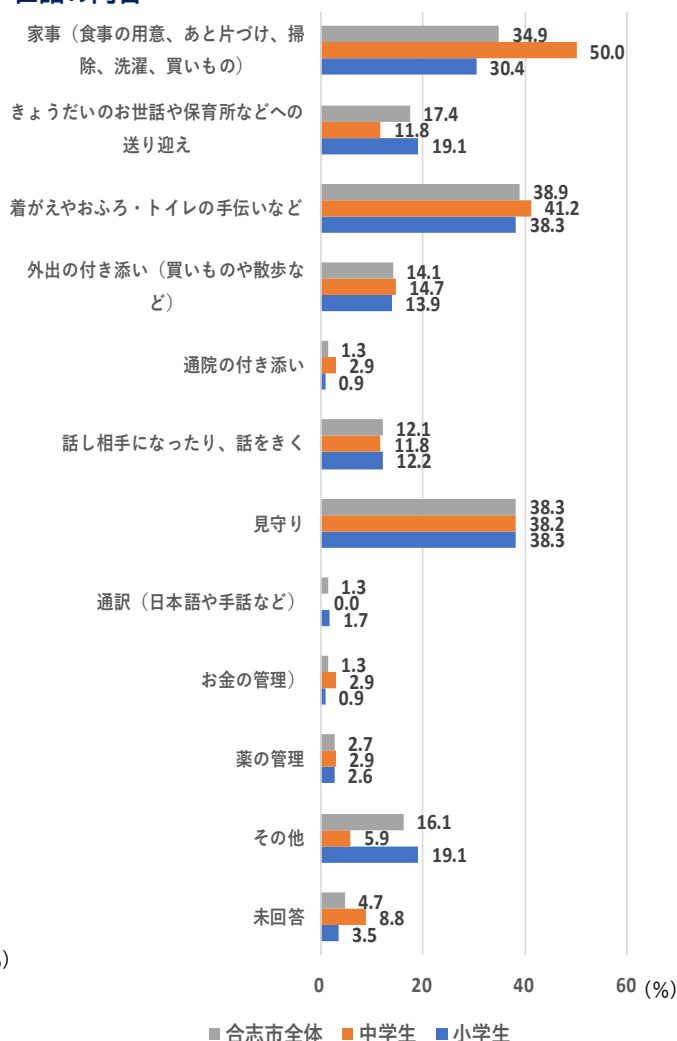
世話の有無



世話をしている家族



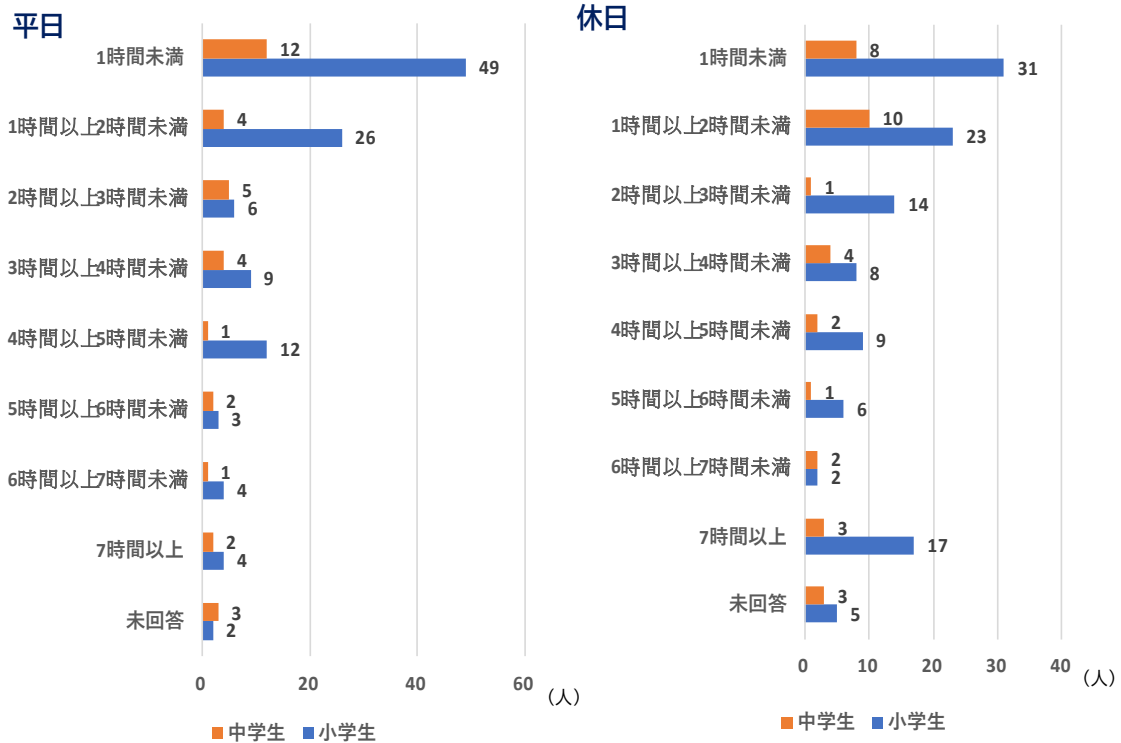
世話の内容



(2)世話の時間や制約、大変さ

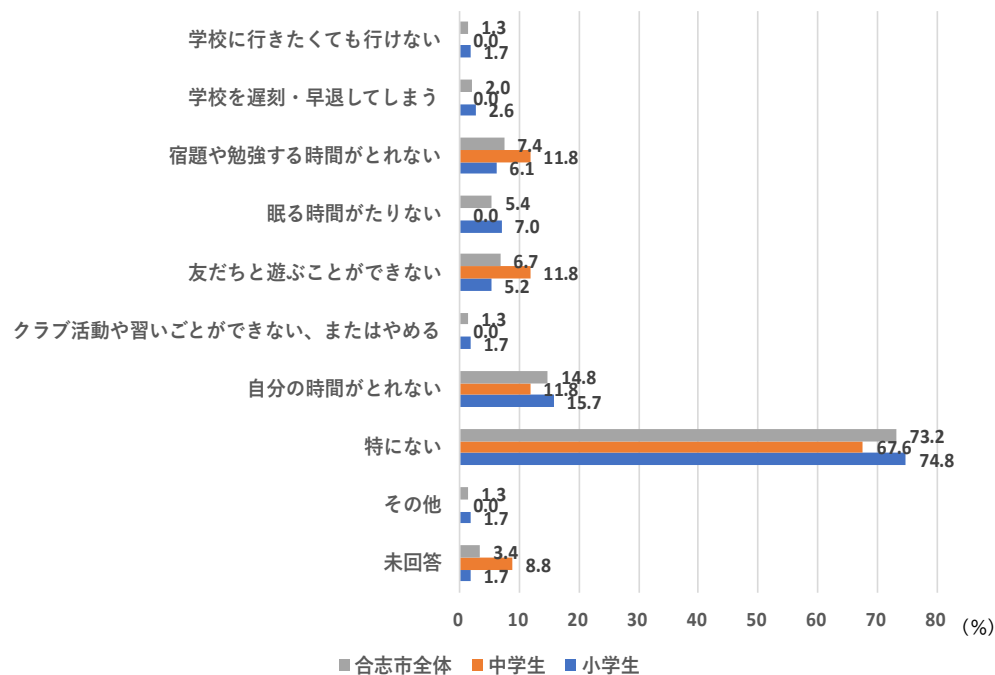
世話に費やす時間

- 小学生も中学生も世話に費やす時間は1時間未満が多かったが、小学生では、休日の7時間以上が17人と多い状況だった。



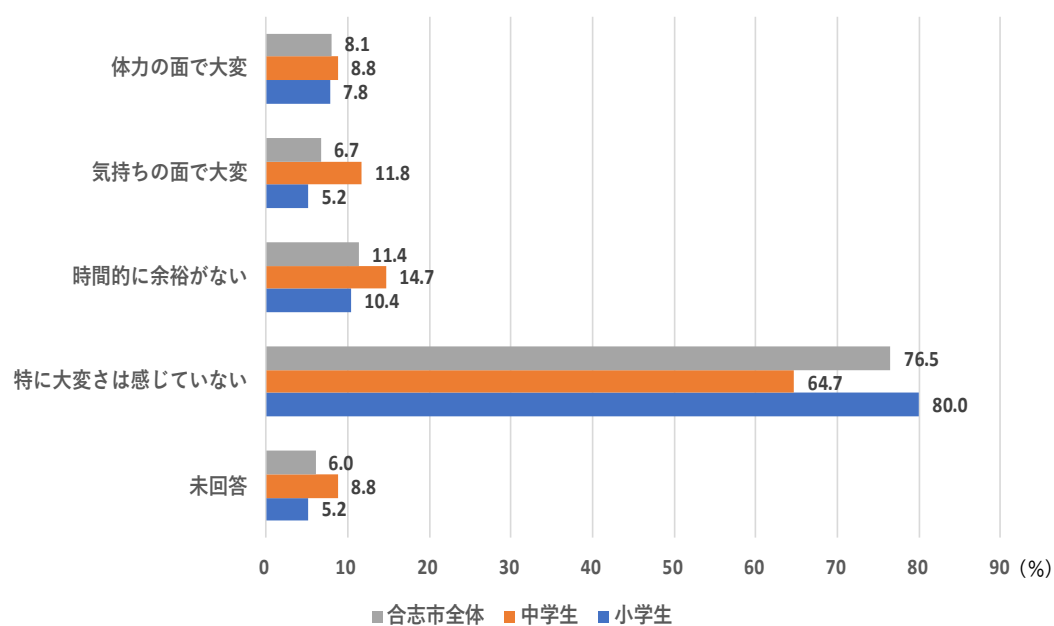
世話をしているために、やりたいことができないこと

- 世話をしているためにやりたいけどできないことについては、「特にない」が最も高く、小学生74.8%、中学生67.6%、次いで小学生は「自分の時間がとれない」が15.7%、中学生は「宿題や勉強する時間がとれない」「友だちと遊ぶことができない」「自分の時間がとれない」が11.8%となっている。



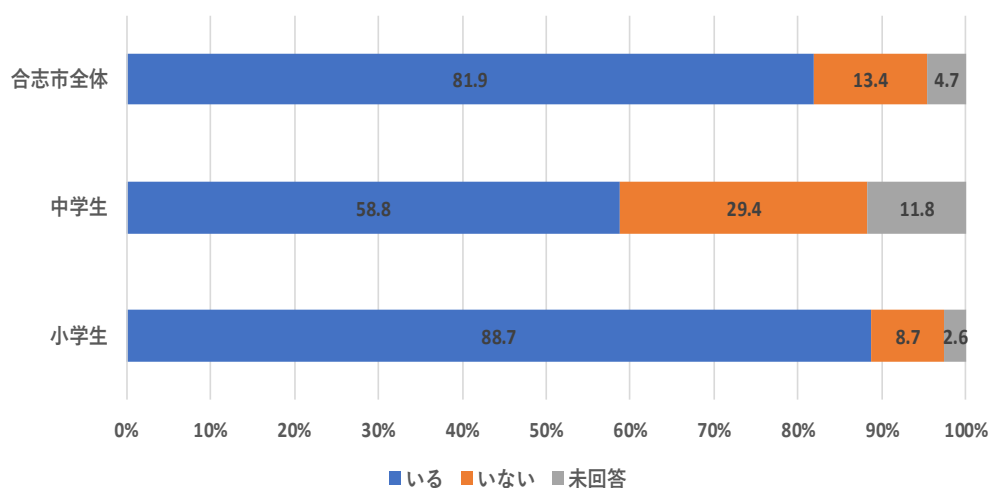
世話の大変さ

- 世話の大変さについては、「特に大変さは感じていない」が最も高く、小学生80.0%、中学生64.7%、次いで「時間的に余裕がない」が小学生10.4%、中学生が14.7%となっている。



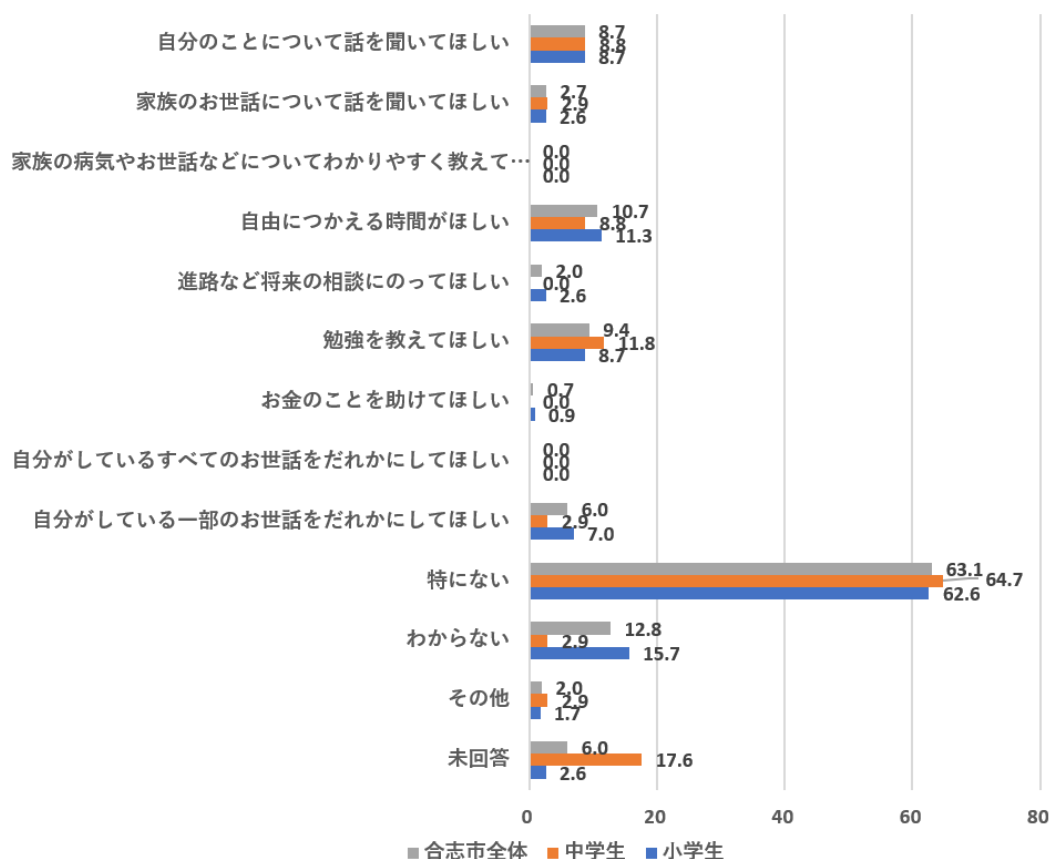
(3) 世話について話を聞いてくれる人の有無

- 世話について話を聞いてくれる人の有無については、「いる」が最も高く、小学生88.7%、中学生58.8%となっている。



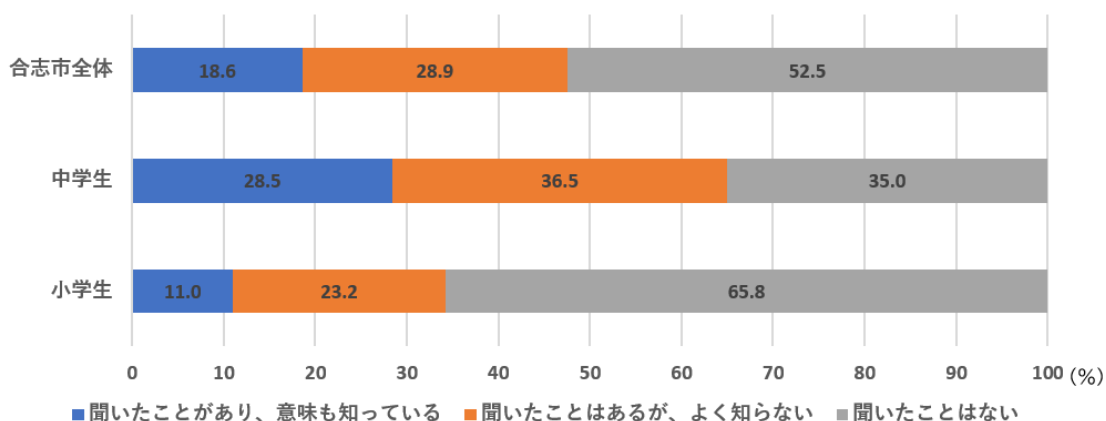
(4) 学校や大人にしてほしいこと

- 学校や大人にしてもらいたいことについては、「特にない」が最も高く、小学生62.6%、中学生64.7%、次いで小学生では「わからない」が15.7%、中学生では「勉強を教えてほしい」が11.8%となっている。



(5) ヤングケアラー認知度

- 合志市全体では、「聞いたことはない」が最も高く、52.5%、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が28.9%、「聞いたことはあり、内容もよく知っている」が18.6%と続く。
- 小学生より中学生での認知が高いが、周知の必要性があると考えられる。



【令和8年度計画】

実態調査

1. 調査名 令和8年度合志市こどもの生活実態に関するアンケート調査
(ヤングケアラー実態調査)
2. 実施対象者 (1) 市内の小学校8校に在籍する児童(5年生) 約870名
(2) 市内の中学校4校に在籍する生徒(2年生) 約820名
3. 実施期間 令和8年9月中旬
4. 実施方法 こども家庭庁作成ヤングケアラー啓発動画を視聴したうえで、タブレットでのオンライン回答
※こども家庭庁が作成しているヤングケアラー啓発動画
「みんなで考えよう！ヤングケアラーとこどもの権利」(10分)
5. 実施後の支援について 教育委員会と協議中

啓発活動

1. こども家庭庁が作成しているヤングケアラー啓発動画「みんなで考えよう！ヤングケアラーとこどもの権利」(10分)の視聴について
→全学年に視聴予定
2. パンフレット「あなたはヤングケアラー？あなたの時間はありますか？一人で背負わないで」の配布について
→市内小学校5年生・中学校2年生を対象にし、冬休み前に配付予定
3. 県の研修への参加

合志市ヤングケアラー支援条例

令和6年3月19日

条例第18号

（目的）

第1条 この条例は、ヤングケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーへの支援に関して基本となる事項を定めることにより、当該支援を総合的かつ計画的に推進し、もって社会全体で子どもの成長を支えるための環境づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね18歳未満の子どもをいう。
- （2）保護者 子どもの養育についての第一義的責任を有する者をいう。
- （3）市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （4）事業者 市内で事業を営み、又は活動する者及び法人又は団体をいう。
- （5）市民等 市民及び事業者をいう。
- （6）学校 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校をいう。
- （7）関係機関 学校以外の介護、障がい者及び障がい児への支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を通じてヤングケアラーに関わる機関をいう。

（基本理念）

第3条 ヤングケアラーへの支援は、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

2 ヤングケアラーへの支援は、市、保護者、市民等、学校及び関係機関がそれぞれの責務や役割を果たすとともに相互に協力しながら一体的に取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、ヤングケアラーへの支援を推進するため、保護者、市民等、学校及び関係機関と連携しなければならない。
- 3 市は、ヤングケアラーに関する情報の集約、調査及び関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じた支援を講じなければならない。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、子どもの意見を尊重しつつ、当該子どもの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者の世話等の責任を子どもに過度に負わせることのないよう、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を市、学校及び関係機関に求めることができる。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーへの支援の必要性について理解を深め、ヤングケ

アラー及びその家族が孤立することがないように十分に配慮するとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（学校の役割）

第7条 学校は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、ヤングケアラーと認められる子どもに対し、その意向を尊重しつつ、当該子どもの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 学校は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じる体制を整備するとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

4 学校は、市及び関係機関と連携して相談しやすい環境づくり及び適切な支援に努めるものとする。

（関係機関の役割）

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、当該ヤングケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内、取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第9条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、保護者、市民等、学校及び関係機関がヤングケアラーの置かれている状況及びその支援等に関する理解を深め、社会全体としてヤングケアラーへの支援が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。

（早期発見）

第10条 市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとする。

（推進計画）

第11条 市は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）ヤングケアラーへの支援に関する基本方針

（2）ヤングケアラーへの支援に関する具体的施策

（3）前2号に掲げるもののほか、ヤングケアラーへの支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 市は、推進計画を策定し、又は見直しを行うに当たっては、あらかじめ、議会に助言を求めるものとする。

（財政上の措置）

第12条 市は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、ヤングケアラー支援に必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。